健康講座

# あなたと、あなたの大切な人のために「がん検診」を受けましょう!!

問 健康推進課 国民健康保険係　☎６２－２９１０（直通）

健　康

## がんの現状

日本では国民の２人に１人ががんになり、３人に１人ががんで亡くなっています。その死亡率は年々増え続けており、昭和56年以降、現在に至るまで死因のトップです。

高森町においても、平成27年以降、５年連続死因の第１位はがんです。また、がんで亡くなった65歳未満の割合も平成27年度7.6％から平成31年度40.0％と非常に多くなっています。

町の医療費を分析してみると、がんの占める割合が最も高く、平成30年度は１億円を超え、平成26年度の約２倍です。（図１）

【図１】高森町におけるがんの医療費状況（国民健康保険分）

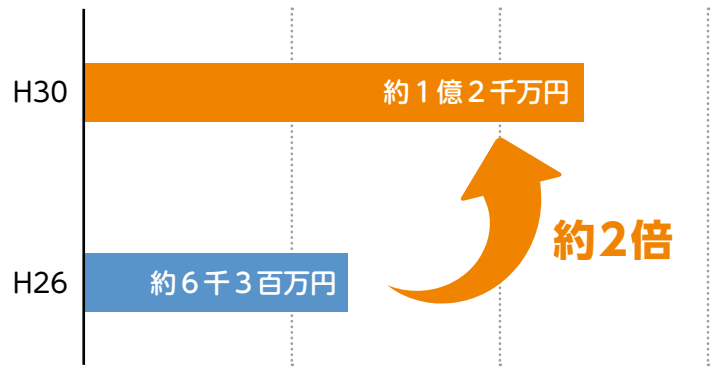

【表１】高森町がん検診受診率（H31年度）

| 検　診 | 受診率 |
|---|---|
| 胃　が　ん | 5.8% |
| 肺　が　ん | 20.3% |
| 大腸がん | 18.8% |
| 子宮頸がん | 10.4% |
| 乳　が　ん | 18.2% |

### ●がんは早期発見が重要

がんは以前と違い不治の病ではありません。早期に発見できれば、治癒率も高くなりますが、早期のがんは症状がないことがほとんどです。症状がなくても1年に1回は検査を受けることが大切です。

厚生労働省が掲げるがん検診受診率の目標は50％ですが、高森町の受診率はまだまだ低い状況です。

住民健診は、病院で受診するよりも安い料金で受けることができます。子宮頸がん検診、乳がん検診については、無料（公費負担）で受けられるクーポンを住民健診セットと一緒に配布しています。対象は子宮頸がん検診が20歳・30歳、乳がん検診が40歳・45歳（令和２年４月１日時点）となっていますのでご確認ください。

最近がん検診を受けていない方、職場などでがん検診を受ける機会がない方は、是非住民健診でがん検診を受けましょう!!

# 児童扶養手当について

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や父母がいないため父母以外の方が児童を養育する場合などに、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

※支給にあたっては、所得による支給制限があり、手当の請求者もしくは、扶養義務者等の所得が政令で定めた額以上であるときは、手当の全額または一部の支給が停止されます。

**●支給要件**

支給対象は、下記のいずれかに該当する児童

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がいの状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母が１年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのＤＶ防止法の規定による保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により１年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

**●手当額**（令和２年４月から）

児童1人のとき……全部支給　月額 43,160円
　　一部支給　43,150円～10,180円
児童２人のとき……第２子加算　全部支給　月額 10,190円
　　一部支給　10,180円～5,100円
３人以上のとき……１人につき　全部支給　月額6,110円
　　一部支給　6,100円～3,060円

**●申請に必要なもの**

申請にあたっては受給資格者及び児童の戸籍謄本、住民票、所得証明書、保険証、年金手帳、預金通帳の写し等が必要です。

**●現況届**

「現況届」とは、手当を受けている人が、今後の手当を受けるための大切な届出で、毎年８月１日から受け付けます。

本年の提出締切日は、８月18日（火）です。

提出がない場合は、今後の手当が差し止められたり、受けられなくなりますので必ず提出してください。

問 住民福祉課　福祉係　☎６２－２９１１（直通）

広告